

社会福祉法人 福岡県共同募金会
春日市支会規程

平成 4年 3月 26日制定

平成 5年 9月 9日一部改正

平成 9年 9月 1日一部改正

平成14年 4月 1日一部改正

平成29年 3月 28日一部改正

(設置・目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡県共同募金会（以下「県共募」という。）定款第37条の規定に基づく県共募支会、春日市支会（以下「支会」という。）を設置し、県共募支会規程（以下「共募支会規程」という。）第11条の規定に基づく支会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(位置)

第2条 支会の位置は次のとおりとする。

春日市昇町3丁目101番地

(事業)

第3条 支会は、県共募の指針に従い共同募金運動を推進し、社会福祉の増進に努めるとともに、次の事業を行う。

- (1) 共同募金運動の企画及び啓発
- (2) 共同募金の管理及び配分
- (3) 共同募金に関する資料の収集及び調査
- (4) 奉仕組織の編成及び指導育成
- (5) 社会福祉協議会他、関係機関・団体との連絡調整
- (6) その他、共同募金の趣旨・目的達成上必要な事項

(役員)

第4条 共募支会規程第4条の規定に基づき、次の役員を置く。

理事 6名以上12名以内（会長1名・副会長2名）

監事 2名以内

2 前項の規定に基づく支会役員は、春日市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）

定款第19条の規定に基づき選任された役員をもって充てる。

3 会長は、共募支会規程第5条第2項の規定に関わらず、協議会会長の職にあるものをもって充て、副会長は協議会副会長の職にあるものをもって充てる。

(会長・副会長・監事)

第5条 会長は、支会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 監事は、共募支会規程第6条の業務を行う。

(理事会)

第6条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 支会の会務は、同条第5項に規定する事項を除き、会長が専決し、理事会へ報告する。
- 3 理事会は、会長が召集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 理事会は、次に掲げる事項について議決する。
 - ① 募金の目標並びに募金方法に関すること。
 - ② 配分計画に関すること。
 - ③ 予算及び決算に関すること。
 - ④ その他会務に関する重要事項で、理事会が必要と認めたもの。

(議長)

第7条 理事会の議長は、会長が議長となる。

(議事録)

第8条 理事会の議事については、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。

(会計)

第9条 支会の経費は、共募支会規程第10条第5項の規定に基づく。

- 2 支会の会計年度は、共募支会規程第10条第1項の規定に基づく。
- 3 支会の予算は、毎会計年度前に会長において編成し、理事会の議決を得なければならない。
- 4 支会の決算は、毎会計年度終了後に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の議決を得なければならない。

(費用弁償・旅費)

第10条 役員に、「協議会 役員報酬に関する規程」を準用し、費用弁償・旅費を支払う。ただし、協議会理事会と同日開催となる場合は、これを支払わないものとする。

(事務局)

第11条 共募支会規程第11条の規定に基づき、支会に事務局を置く。

- 2 事務局に次の職員を置く。
 - (1) 事務局長 1名 (協議会事務局長の職にあるものをもって充てる。)
 - (2) 事務局職員 若干名 (協議会職員をもって充てる。)
- 3 事務局職員の服務等については、特別の定めがない限り、協議会規程を準用するものとする。

(会計責任者)

第12条 支会の会計責任者は、協議会会計責任者をもって充てる。

(その他)

第13条 この規程に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 6年 9月 6日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人 福岡県共同募金会
春日市支会表彰規程

平成 4年 3月 26日 制定

平成 5年 9月 9日 一部改正

平成 9年 9月 1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、共同募金運動（以下「運動」という。）に従事し、功績のあったものに対し、社会福祉法人福岡県共同募金会春日市支会（以下「支会」という。）が行う表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の方法・時期)

第2条 表彰は、表彰状の授与をもって行う。

2 表彰は、支会の公的行事において行うことを原則とする。

(表彰の対象)

第3条 毎年4月1日現在において、運動に功績のあった個人及び団体で、次の各号の一に該当するもののうちから、その功績が顕著なものを表彰の対象とする。なお、年数については、従事期間を通算するものとする。

- (1) 10年以上運動に従事したもの
- (2) 5年以上10年未満の間、運動に従事したもの
- (3) 献身的に共同募金の増進に寄与し、他の模範となるもの

(表彰審査委員会)

第4条 支会に支会表彰審査委員会を置く。

2 支会表彰審査委員会は、春日市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）表彰審査委員会をもって充て、その手続きは協議会表彰規程第4条の規定を適用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程に施行に関し必要な事項は、支会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 5年 9月 9日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年 9月 1日から施行する。